## 議案第45号

青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減 少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、 令和3年6月30日をもって青森県市町村職員退職手当組合から十和田 地区食肉処理事務組合を脱退させ、青森県市町村職員退職手当組合規約を 次のとおり変更するものとする。

令和 3 年 6 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

## 提案理由

青森県市町村職員退職手当組合の構成団体である十和田地区食肉処理 事務組合が令和3年6月30日をもって解散することに伴い、青森県市町 村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町 村職員退職手当組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必 要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に 基づき、議会の議決を要するため提案するものである。 青森県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

青森県市町村職員退職手当組合規約(昭和46年青森県知事許可)の一部を次のように変更する。

別表第1中「十和田地区食肉処理事務組合」を削る。

附則

この規約は、令和3年7月1日から施行する。